

別記

1 事業者の名称及び所在地

名 称 株式会社ジョイフル本田
代表者 代表取締役社長 松山 茂
所在地 茨城県土浦市富士崎一丁目 16 番 2 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称 ジョイフル本田グローバルホームセンター瑞穂建設事業
種 類 自動車駐車場の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、西多摩郡瑞穂町の既存市街地（工業地域）において、ホームセンターを中心とした商業施設の出店に伴い、約 3,200 台の収容規模を有する駐車場を整備するものである。

事業計画の概要は、表 1 に示すとおりである。

表 1 事業計画の概要

位 置	西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷 4 4 2 番地ほか		
用 途 地 域	工業地域		
敷 地 面 積	約 96,800 m ²		
建 物 延 床 面 積	約 95,300 m ² (立体駐車場 約 25,500 m ² を含む。)		
店 舗 面 積	約 38,200 m ²		
構 造	鉄骨造 地上 2 階建て (高さ約 17m / 広告塔高さ約 26m)		
主 要 な 用 途	店舗、事務所、駐車場等		
駐 車 場 台 数	平面駐車場		約 920 台
	立体駐車場	2 F	約 830 台
		屋上	約 1,450 台
	計		約 3,200 台
工事予定期間	延べ 8 か月 (平成 17 年度着工予定)		
供用開始予定	平成 18 年度		

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概要及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表2に示すとおりである。

表2 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1 大気汚染	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">工事の施行中</p> <p>[建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度] 建設機械の稼働に伴う環境濃度の日平均値は、二酸化窒素 0.043ppm (98%値)、浮遊粒子状物質 0.063mg/a (2%除外値)で、いずれも環境基準を下回る。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度] 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の道路端における濃度は、日平均値で二酸化窒素 0.057ppm (98%値)、浮遊粒子状物質 0.082~0.083mg/a (2%除外値)であり、いずれも環境基準を下回る。</p> </div> <div> <p style="text-align: center;">工事の完了後</p> <p>[熱源施設の稼働及び駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 熱源施設の稼働及び駐車場の供用に伴う環境濃度の日平均値は、二酸化窒素 0.040ppm (98%値)、浮遊粒子状物質 0.060mg/a (2%除外値)で、いずれも環境基準を下回る。</p> <p>[関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の道路端における濃度は、日平均値で二酸化窒素 0.041~0.057ppm (98%値)、浮遊粒子状物質 0.070~0.083mg/a (2%除外値)であり、いずれも環境基準を下回る。</p> </div> </div>
2 騒音・振動	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">工事の施行中</p> <p>[建設機械の稼働に伴う建設作業騒音] 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、騒音レベルが最大となる敷地境界における騒音レベルが 65dB であり、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。）」の規定に基づく「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」を下回る。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音] 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、新青梅街道の道路端で 77dB であり環境基準を上回るが、本事業による騒音の増加レベルは、1 dB 未満である。</p> </div> </div>

		<p>[駐車場の供用及び機械設備の稼働に伴う騒音]</p> <p>駐車場の供用及び機械設備の稼働に伴う事業場騒音は、騒音レベルが最大となる近隣宅地で 51dB、騒音レベルが最大となる敷地境界で 55dB であり、環境基準を下回る。また、ピーク時間帯（14 時台）の騒音レベルは敷地境界で 60dB であり、環境確保条例に定める指定作業場の規制基準を下回る。</p>
	<p>工事の完了後</p>	<p>[関連車両の走行に伴う道路交通騒音]</p> <p>新青梅街道及び江戸街道における道路交通騒音の道路端における予測値は、新青梅街道で 75dB、江戸街道で 65dB であり環境基準を上回るが、本事業による騒音の増加レベルは、新青梅街道で 1 dB、江戸街道で 3dB である。また、新設道路である阿豆佐味線の道路端における予測値は、環境基準以下である。</p>
<p>3 景 観</p>	<p>工事の完了後</p>	<p>[計画建築物の設置に伴う地域景観の特性の変化の程度]</p> <p>本事業の実施により商業用途の建築物が出現するが、今後のまちづくりにおける地域イメージ、地域景観の特性に対し、建物高さ、色彩、緑化等の環境保全措置を総合的に判断すれば、評価の指標である『多摩の丘陵景観域らしい、新旧の街並みの調和』及び『みどりとゆとりを持った秩序のある街並み形成』を満足できるもの考える。</p> <p>[計画建築物の設置に伴う、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望の変化は、場所によっては計画建物を比較的大きく見ることになるが、計画建物の高さ及び色彩は、周辺の地域景観に調和するものとする。また、敷地の緑化の推進により緑が多く、かつ、現代的な建物デザインから、整然とした景観が形成される。</p> <p>さらに、商業施設の出現により、町が将来像として掲げる工業・流通ゾーンらしい、新しい都市的空間が創出されることから、評価の指標である『多摩の丘陵景観域らしい、新旧の街並みの調和』及び『みどりとゆとりを持った秩序のある街並み形成』を満足できるものとする。</p>
<p>4 廃棄物</p>	<p>工事の施行中</p>	<p>建設工事に伴って撤去廃棄物及び建設廃棄物が発生するが、撤去廃棄物については現況構造物の解体撤去により発生するもので、大部分はリサイクル可能な資源として再利用を図る。また、その他の建設廃棄物についても分別を徹底し、再生・再利用を図ることにより廃棄物の減量化に努める。</p> <p>再生・再利用が困難な廃棄物については、委託業者との契約確認やマニフェストにより適正に処分が行われていることを確認する等、廃棄物の処理について十分な注意を払うことから、関係法令に定める事業者の責務は遵守されるものとする。</p>

	工 事 の 完 了 後	<p>商業活動に伴って発生する廃棄物の排出量は、約 7.6 t / 日と予測される。これらの廃棄物は、コンポストプラント等による堆肥化処理やリサイクル回収を積極的に図ることから、最終処分される廃棄物の排出量が低減され、関係法令に定める事業者の責務は、遵守されるものと考ええる。</p>
5 温室効果 ガス	工 事 の 完 了 後	<p>本事業のエネルギー利用の低減率（年間熱量負荷係数 P A L 及び設備システムエネルギー消費係数 C E C ）については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に規定する「建築主の判断の基準」を計画の目標として進めることで、本事業の実施に伴う二酸化炭素削減率は約 10%、二酸化炭素削減量は約 834 t-CO₂/年と予測される。さらに、予測条件としては適用されていない環境保全のための措置に取り組むことにより、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 5 年法律第 18 号）に規定する「建築主の努力指針」に配慮した省エネルギー措置を講じることとする。以上のことから、「事業者の責務」等の評価の指標に適合すると考える。</p>